

日本国経済産業省とポーランド共和国産業省との協力覚書

日本国経済産業省及びポーランド共和国産業省（以下、「参加者」という。）は、

G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（2024年4月29-30日、トリノ）の
パラグラフ8において引用される「原子力エネルギーの使用を選択した国々」として、
日本国とポーランド共和国との協力の重要性を認識して、

日本原子力研究開発機構及びポーランド国立原子力研究センターが主導する高温ガス炉（以下、「HTGR」という。）の研究開発活動における日本国及びポーランド共和国の成功体験を考慮して、

マイルストーンアプローチ（IAEA 原子力エネルギーシリーズ No. NG-G-3.1 (Rev. 1)）
に沿った原子力基盤を発展させるための JAIF 国際協力センター及びポーランド共和国政府との進行中の協力を認識し、

日本国及びポーランド共和国の企業間の原子力ビジネスでの協力の最近の発展を認識し、

参加者は以下の決定に達した。

I. 背景

経済産業省は、日本国のすべての産業用の原子力エネルギー活動を調整する任務を負っている。

ポーランド共和国産業大臣は、ポーランド共和国における原子力発電の導入に関連する活動を含め、社会的・経済的目的のために原子力エネルギーの利用に関する活動を調整する任務を負っている。

II. 目的

この協力覚書（以下、「MoC」という。）の主な目的は、参加者が、3つの主要分野を目的として原子炉の開発・配備計画を進めるにあたり、相互に有益な協力分野を開拓できるようにすることである。

1. 戦略的な政府文書である2040年までのポーランド共和国のエネルギー政策に従い、ポーランド共和国における小型モジュール炉（以下、「SMR」という。）を含む原子炉の開発・配備を進めることで、強固で強靱な原子力サプライチェーンを構築すること。
2. 日本国及びポーランド共和国両国の研究機関及び民間企業間で、HTGRの非電力利用に関する実践的な議論の促進など、次世代革新炉の産業多角化利用の可能性を追求するために協力すること。

- 革新的な設計や SMR を含む原子炉の配備を着実に進めるため、人材育成、産業界の関与、利害関係者の関与、放射性廃棄物管理などを含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）国内の原子力基盤を発展させるため、また、国際原子力機関（IAEA）やその他の国際機関、また原子力エネルギーに関して共通の考えを持つ同志国との協力を最大化するために協力を強化すること。

III. 協力の形態

参加者は、協調的かつ互恵的な方法でそれぞれの活動を実施する意思がある。参加者は、

- 国際場裏での適切な機会を活用しながら、参加者が各国で開催する産業界との対話においてイニシアチブを推進し、
- 各国の原子力産業において相互利益を得るために、セミナー、ワークショップ、研修コース、「企業間」マッチング、その他の関連活動を開催し、
- 国際的な基準や勧告に沿った原子力エネルギーの安全な配備、安全な放射性廃棄物管理、原子力発電所の廃炉について、大衆の理解を得る。

IV. その他

- この MoC は国際協定ではなく、国際法で規定されるいかなる権利及び義務も生じず、参加者にいかなる金銭的義務も課さない。
- この MoC は、参加者による個別または共同作業に対する資金提供を規定するものではない。そのような資金提供には、別途の取決めが必要となる。
- この MoC に基づく協力は、両参加者による署名日に開始される。この MoC は、両参加者が相互に決定した場合、書面により変更することができる。
- この MoC の下での協力は、いずれかの参加者がいつでも中止することができる。この MoC は 5 年間継続する。この MoC は、参加者の一方がこの MoC の現在の期間が終了する 3 カ月前に、他方に対し延長を希望しない旨を書面で通知しない限り、その後 5 年ごとに自動的に延長される。

英語 2 部のみを原本とし、2024 年 11 月 7 日にワルシャワで署名された。

日本国経済産業省

ポーランド共和国産業大臣
